

重症心身障がい・発達障がい支援者育成事業について

1 概要

支援ニーズが増大している在宅の重症心身障がい児・者及び発達障がい児・者について、医療、福祉の連携による支援を担う人材を育成するための研修を行う。(以下、重症心身障がい部分について記載する。)

2 実施主体

実施主体は県とし、本県に主たる事務所を有し、県内の医療機関、障がい福祉関係機関等とのネットワークを有し、県立療育センターと連携した重症心身障がい児・者への支援実績のあるものに業務を委託して実施する。

受託者：岩手県社会福祉事業団

3 事業の背景等

児童福祉法及び障害者総合支援法において、障がい児・者への支援の大部分は市町村が担うこととされている。一方、重症心身障がいについては支援技能を有する支援者が不足しており、地域における支援が十分ではない状況にある。県においても県立療育センターを中核として支援に当たっているところであるが、県立療育センターが全県の中核としての機能を果たすには、一定の支援は地域で提供できる支援体制が不可欠である。

こうした背景を踏まえ、県において支援人材を育成することにより、重症心身障がいについて、一定の支援は地域の支援者が受け持ち、県立療育センターでは地域で対応が困難なケースへの支援及び地域の支援者に対する支援を受け持つという、地域の支援者と県立療育センターとの適切な役割分担の確立を図るもの。

4 研修内容

(1) 看護職員等向け研修

ア 趣旨

看護職員等に対して、重症心身障がい児・者の健康状態を的確に把握し、適切な看護を行う技能を身につけるための研修を行う。

イ 受講対象者

訪問看護ステーション等に勤務する看護師を対象とする。ただし、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等で在宅の障がい児・者への支援に従事する者であって、本研修を受講のうちは当該受講者の勤務する事業所等において重症心身障がい児・者の受入を強化する方針である場合は、看護師以外の者の受講も可とする。

(2) 相談員等向け研修

ア 趣旨

相談員等に対して、重症心身障がいの特性及び支援技法を理解したうえで、本人、家族等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを紹介するための研修を行う。

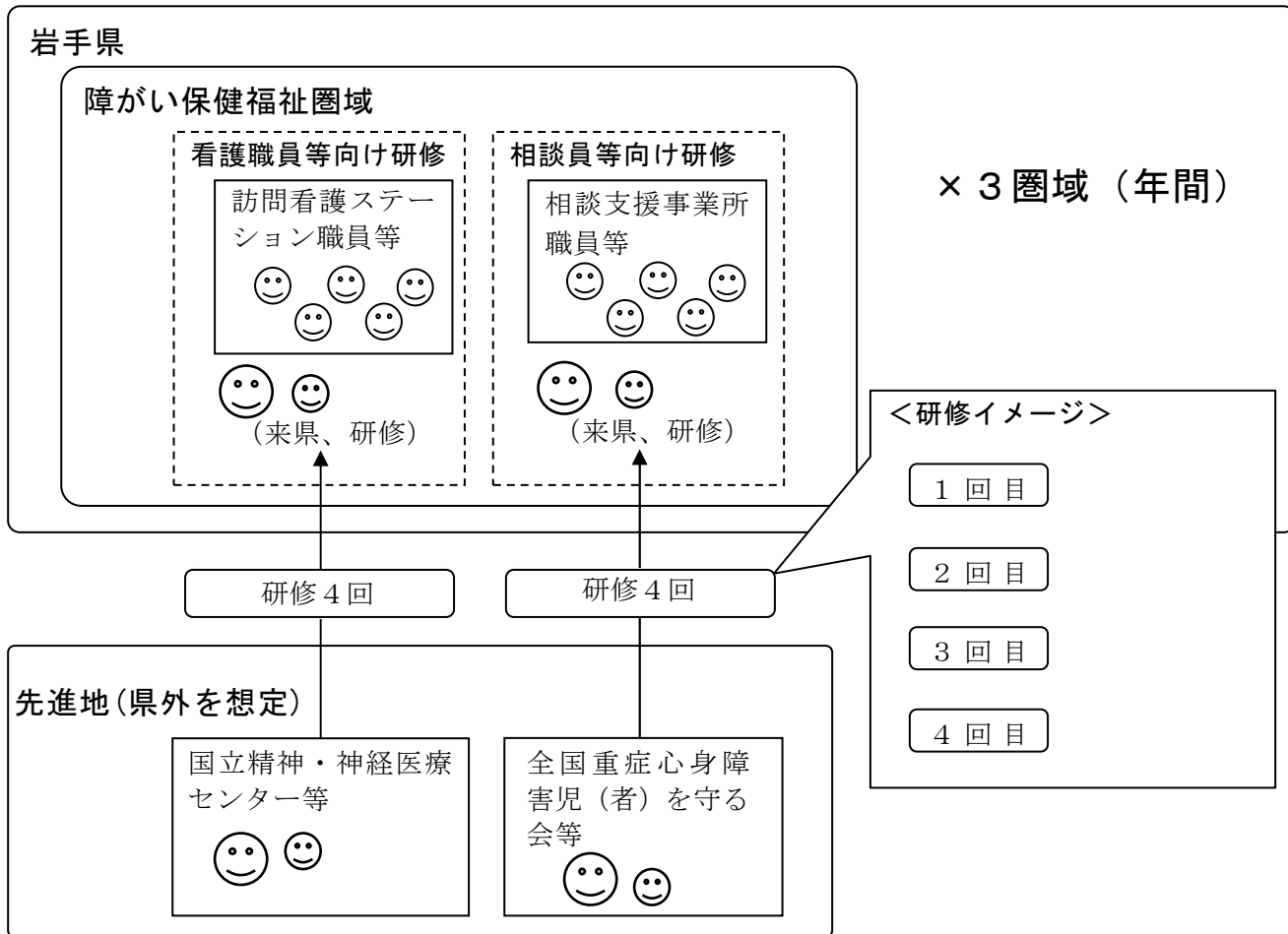
イ 受講対象者

相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員を対象とする。ただし、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等で在宅の障がい児・者への支援に従事する者であって、本研修を受講のうちは当該受講者の勤務する事業所等において重症心身障がい児・者の受入を強化する方針である場合は、相談支援専門員以外の者の受講も可とする。

5 カリキュラム骨子

研修の種類	内 容		
看護職員等向け研修	1回目	障がいの特性の理解と支援技法（医療的ケア等）	7時間程度
	2回目	支援技法各論①（床ずれ予防、姿勢援助等）	7時間程度
	3回目	支援技法各論②（酸素吸入、急変時の対応等）	7時間程度
	4回目	実地研修、達成度チェック、修了	7時間程度
相談員等向け研修	1回目	障がいの特性の理解と支援技法（医療的ケア等）	7時間程度
	2回目	支援技法各論①（幼児期、学齢期の支援）	7時間程度
	3回目	支援技法各論②（青年期、成人期の支援）	7時間程度
	4回目	実地研修、達成度チェック、修了	7時間程度

6 事業展開イメージ



7 実施計画

平成 27 年度から平成 29 年度までの間、県内 9 圏域を会場として実施予定。

対象圏域	実施時期	
	1・2回目	3・4回目
盛岡・両磐・釜石 (終了)	平成 28 年 2 月～3 月	平成 28 年 5 月～6 月
岩手中部・気仙・久慈	平成 28 年 9 月～10 月	平成 29 年 1 月～2 月
胆江・宮古・二戸 (予定)	平成 29 年 5 月～6 月 (予定)	平成 29 年 9 月～10 月 (予定)

8 受講者について (27 年度：修了者)

		看護職員等向け研修 (重症心身障がい)	相談員等向け研修 (重症心身障がい)
27	盛岡圏域	8	11
	両磐圏域	5	6
	釜石圏域	H28 年度に気仙圏域で 1 名受講	H28 年度に気仙圏域で 1 名受講
28	岩手中部圏域	10	8
	気仙圏域	2 (釜石圏域の 1 名含む)	5 (釜石圏域の 1 名含む)
	久慈圏域	0	0
平成 29 年度他圏域での参加について要請			
合計		25	30